



花桃

# 京洛会計だより

発行人  
 税理士 大塚俊宏  
 税理士 杉本高男  
 税理士 林 剛史  
 事務所 〒604-8106  
 京都市中京区御池通堺町東南角  
 吉岡御池ビル902号  
 TEL (075) 213-1944(代)  
 FAX (075) 213-1946

4月 (卯月) APRIL  
 29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

**ワンポイント 会計年度と暦年、事務年度**  
 4月から新しい年度に入ります。4月～3月の1年間は予算収支の期間として会計年度と呼ばれるのに対し、1～12月は暦年と呼ばれ、所得税の税率などは1月から見直されます。なお、国税の事務運営に関しては、定期異動が7月に行われる関係からか、会計年度とは別に事務年度(7月～6月)も採用されています。

**4月の税務と労務**

国 税	3月分源泉所得税の納付	4月10日
国 税	2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	4月30日
国 税	8月決算法人の中間申告	4月30日
国 税	5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)	4月30日
地方税	給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出	4月15日
地方税	固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	4月中において市町村の条例で定める日
地方税	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	4月1日～4月20日 または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
地方税	軽自動車税の納付	4月中において市町村の条例で定める日
労 務	労働者死傷病報告(1月～3月分)	4月30日

## 賃借機械に係る修繕費と資本的支出の取扱い

**Q** 当社はA社より賃借している機械について修繕と資本的支出を行いました。この費用の税務上の取扱いはどのようになりますか。なお、この機械の賃貸借契約では、賃借期間の更新は可能で賃借中の諸費用の負担は借主負担となっています。また、この賃貸借は税務上の売買取引に該当しません。

**A** 機械等の賃借をし、使用するために支出する据付費その他の費用は繰延資産に該当し、原則として、その機械等の耐用年数の10分の7に相当する年数で償却を行います。しかし、賃借中の機械等についての修繕や資本的支出については、その賃貸借契約の内容によりそれぞれ次のように取り扱われます。

1 賃貸借契約等により、貸主が諸費用を負

担することとなっている場合  
 借主がこれらの費用を負担しても貸主にこの費用を求償することができるので、借主において費用とすることは当然認められません。

2 賃貸借契約等により、借主が諸費用を負担することとなっている場合

借主にとっては自己所有の機械等に対してこれらの費用を支出した場合と同様に取扱い扱われます。従って修繕費に該当するものはその支出時の損金となり、資本的支出に該当するものは資産計上を行い、減価償却の方法により費用化を行います。

償却を行う場合の耐用年数は、その機械等の耐用年数となりますが、賃借期間の定めがあるもの(賃借期間の更新ができないものに限ります)で、かつ、買取請求等を行うことができないものについては、その賃貸借期間を耐用年数として償却することができます。

従ってご質問の場合、修繕費は支出時の損金として、資本的支出はその機械の耐用年数により償却することとなります。

## 青色申告が取り消される場合

**Q** 私は本年から青色申告の承認を受けていますが、どのような場合に青色申告の承認が取り消されるのか教えてください。

**A** 次に掲げる事由に該当する場合には、税務署長はその事実があった年分に遡って承認を取り消すことができることとなっています。

- 1 不動産所得、事業所得等についてそれぞれ帳簿書類を備え付け、その所得に係る日々の取引を正確、整然と、かつ、明瞭に記録し、帳簿書類の保存が、納税者の住所などに原則として7年間保存されることが必要ですが、それがなされていないとき
- 2 上記1の帳簿書類の備付け、記録及び保存について税務署長の指示に従わなかったとき
- 3 上記1の帳簿書類に取引の全体又は一部を隠蔽又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体について真实性を疑うに足りる相当の理由があるとき

**保証債務の履行による損失**

**問** 私は洋服の卸売業者です。取引先の借入金金の保証人となっていました。この度、その取引先が倒産して行方不明になったために保証額の一〇〇万円を支払いました。この求償権の行使は到底不可能ですが、その損失を本年分の事業所得の必要経費に算入できますか。なお、その取引先とは一〇年来の取引で、取引高は売上高の五〇％程度を占めており、

**答** 今後の受注増加も約束されていません。所得税法では、事業遂行に上生じた保証債務の履行に伴う求償権が行使不能になった場合、必要経費として認められます。ご質問の場合は、保証人となった背景から、その保証債務は事業遂行上生じたものと考えられますので、本年分の必要経費に算入して差し支えないと思われます。

# 会社が支払う保険

## の 税務上のポイント

保険商品には、従来から様々なものがあり、税務上の取扱いも異なっています。そこで、最新の取扱いも含めて主なものを以下に整理してみます。

### 1 受取人を法人とする 保険期間の短い定期保険

一般的には、会社契約で被保険者は社長のケースが多いようです。保険期間が五年とか一〇年というように短いと、その間に死亡又は高度障害状態にならない限り、いわゆる「掛け捨て」の可能性が高いため、全額損金として取り扱われます。

この定期保険のメリットは、低廉な保険料で高額の死亡保障が得られることにありますので、資金

に余裕のない時期のリスク対策に適しています。

なお、保険期間の長い定期保険（長期平準定期保険）や、保険期間の経過に応じて保険金が増加していく定期保険（逓増定期保険）の税務上の取扱いは、一般の定期保険と異なりますので、注意が必要です。

### 2 長期平準定期保険

定期保険のうち、特に保険期間の長い場合で、具体的には、①保険期間満了時の被保険者の年齢が七〇歳を超え、かつ、加入時の年齢に保険期間の二倍に相当する数を加えた数が一〇五を超えるもので逓増定期保険に該当しないものをいいます。

### 4 小規模企業共済掛金の活用

小規模企業共済とは、役員又は個人事業主が個人で加入する共済制度で、支払った掛金の全額が所得控除の対象になります。

法人が、掛金分に相当する額の役員報酬の増額（定期同額給与に注意）をした場合、その増額した役員報酬には、所得税や住民税がかかりません。役員としては報酬を増額されても、個人の所得税や住民税への影響が全くないこととなります。法人にとっては、増額は会社の損金になります。

### 3 逓増定期保険 (平成二十年改正)

平成二十年より範囲が拡大し、「保険期間の経過により保険金額が五倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時における被保険者の年齢が四五歳を超えるもの」に改められています。そして、前払いとされる期間、資産計上額は、図表2のようになっています。

なお、1~3により生命保険金が発生する場合には、多額の雑収入等が生ずるので、これを原資に死亡退職金を支給することになると思われます。

この場合、適正な退職金であることの証明として、退職金規定等を整備しておく必要があります。

### 5 中退共・特退共の加入

一時的な資金負担を少なくし、従業員の退職金の積立を計画的に行っていくには、中退共（中小企業退職金共済制度）や特退共（特定退職金共済制度）に加入することも有利です。

掛金は、ともに全額損金になります。また、過去勤務期間の通算による掛金も全額損金になります。過去勤務期間通算は、加入時しか申し込めません。

注意すべき点として、従業員は原則、全員加入させなければなりません。

加入することできません。ただし、事業主や役員は加入することができます。中退共と特退共の比較をまとめると下表のようになります。

### 6 総合福祉団体定期保険

最低加入人数は一〇名で、原則として健康で正常に勤務している従業員全員を被保険者としなければなりません。受け取った保険金は死亡退職金や弔慰金として遺族に支払うことができますので、会社の退職金規定などに応じて保険金額を設定できます。

保障のみを目的とし、団体を単位として取り扱う一年定期保険であるため保険料は割安です（一年ごとに収支計算を行って剰余金がある場合、剰余金を返金します）。



中退共と特退共の比較

	中退共	特退共
国の助成	有 (掛金の一部を国が助成)	無
加入できる企業の制限	資本金・従業員数等で制限あり	商工会議所や同業種団体の会員事業所
掛金の種類	5,000円～30,000円 (16種類)	1,000円～30,000円 (30種類)

生じた時には配当金として還元されませんが、実質的な負担はより軽減されます。もちろん、会社の負担した保険料は、全額損金に算入されます。

契約手続は簡単で、経営者の一括告知だけで診査も不要です（ただし、従業員が各人被保険者となることの同意が必要です）。

図表2 前払期間、資産計上額等の表

区分	前払期間	資産計上額
逓増定期保険 ①保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの(②又は③に該当するものを除く。)	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
②保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(③に該当するものを除く。)	同上	支払保険料の3分の2に相当する金額
③保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	同上	支払保険料の4分の3に相当する金額

図表1 長期平準定期保険の会計処理

〈保険形態〉  
 契約者 会社  
 被保険者 社長(50歳)  
 受取人 会社  
 保険種類 長期平準定期保険(50歳～80歳)  
 年払保険料 200万円

〈判定〉  
 ① 50歳+30年=80歳>70歳  
 かつ  
 ② 50歳+30年×2=110>105  
 ∴長期平準定期保険に該当

〈会計処理〉  
 (1)前半の18年間  
 支払保険料 100万円 / 現金預金 200万円  
 前払保険料 100万円 /  
 (2)後半の12年間  
 支払保険料 350万円 / 現金預金 200万円  
 前払保険料 150万円